

産業廃棄物処理計画書		令和6年6月18日
福岡市長 高島 宗一郎 殿		
提出者 住 所 北九州市八幡東区山王 2 - 1 9 - 1 氏 名 株式会社奥村組 九州支店 支店長 町田 義文 電話番号 093-671-3131		
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。		
事業場の名称	株式会社奥村組 九州支店	
事業場の所在地	福岡県北九州市八幡東区山王 2 - 1 9 - 1	
計画期間	令和6年4月1日～令和7年3月31日	
当該事業場において現に行っている事業に関する事項		
①事業の種類	06 総合工事業	
②事業の規模	完成工事高 24,079百万円(九州支店・令和5年度)	
③従業員数	173人(九州支店・令和5年3月31日現在)	
④産業廃棄物の一連の処理の工程	別紙1のとおり	

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項			
(管理体制図) 別紙2のとおり			
産業廃棄物の排出の抑制に関する事項			
①現状	【前年度（令和5年度）実績】 別紙3のとおり		
	産業廃棄物の種類		
	排 出 量	t	t
	(これまでに実施した取組) ・ 施工法の工夫（汚泥、木くず、金属くず、混合廃棄物） ・ 工場加工の推進（木くず、金属くず、ガラス陶磁器くず） ・ 簡易梱包の実施（木くず、紙くず、廃プラスチック） ・ 余剰材の回収、利用（木くず、金属くず） ・ プレハブ化の推進（木くず、紙くず、廃プラスチック）		
②計画	【目標】 別紙3のとおり		
	産業廃棄物の種類		
	排 出 量	t	t
	(今後実施する予定の取組) ・ 上記、現状の取組を維持する。		
産業廃棄物の分別に関する事項			
①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) ・ がれき類、木くず、廃プラスチック類、金属くず、廃石膏ボードを分別するため、コンテナ等の専用保管ヤードを設置する。 ・ 石綿含有廃棄物は個別契約を行い、分別収集、処分を実施する。		
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) ・ 上記、現状の取組を維持する。		

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項			
①現状	【前年度（令和5年度）実績】 別紙3のとおり		
	産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行った 産業廃棄物の量	t	t
	（これまでに実施した取組） ・実施していない		
②計画	【目標】 別紙3のとおり		
	産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行う 産業廃棄物の量	t	t
	（今後実施する予定の取組） ・実施予定なし		
自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項			
①現状	【前年度（令和5年度）実績】 別紙3のとおり		
	産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行った 産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量した 産業廃棄物の量	t	t
	（これまでに実施した取組） ・実施していない		
②計画	【目標】 別紙3のとおり		
	産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行う 産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量する 産業廃棄物の量	t	t
	（今後実施する予定の取組） ・実施予定なし		

(第4面)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

①現状	【前年度（令和5年度）実績】 別紙3のとおり		
	産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	t	t
	（これまでに実施した取組） ・実施していない		
②計画	【目標】 別紙3のとおり		
	産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	t	t
	（今後実施する予定の取組） ・実施予定なし		

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状	【前年度（令和5年度）実績】 別紙3のとおり		
	産業廃棄物の種類		
	全処理委託量	t	t
	優良認定処理業者への処理委託量	t	t
	再生利用業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t	t
	（これまでに実施した取組） ・委託先処理業者の許可条件、中間処理施設の処理能力、最終処分場の残存容量を確認の上、委託基準に則り書面による委託契約を行うと共に、適正に処理されていることをマニフェスト他で確認している。 ・がれき類、木くず、廃石膏ボード、汚泥は再生利用業者へ処理を委託している。 ・電子マニフェストを推進するため、電子マニフェスト導入業者へ優先的に委託している。 ・処理業者の中間処理施設及び最終処分場の現地確認を定期的の実施している。		

②計画	【目標】 別紙3のとおり		
	産業廃棄物の種類		
	全 処 理 委 託 量	t	t
	優良認定処理業者 への処理委託量	t	t
	再生利用業者への 処 理 委 託 量	t	t
	認定熱回収業者 への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外 の熱回収を行う業者 への 処 理 委 託 量	t	t
	(今後実施する予定の取組) 上記、現状の取組を維持するほか、下記に取り組む ・可能な限り優良認定処理業者へ処理を委託する。 ・再生利用、熱回収可能な廃棄物は、可能な限り再生利用業者又は認 定熱回収業者へ処理を委託する。		
※事務処理欄			

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額(前年度実績)、建設業の場合における元請完成工事高(前年度実績)、医療機関の場合における病床数(前年度末時点)等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程(当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。)を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者)への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者)である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

別紙① 産業廃棄物の一連の処理の工程

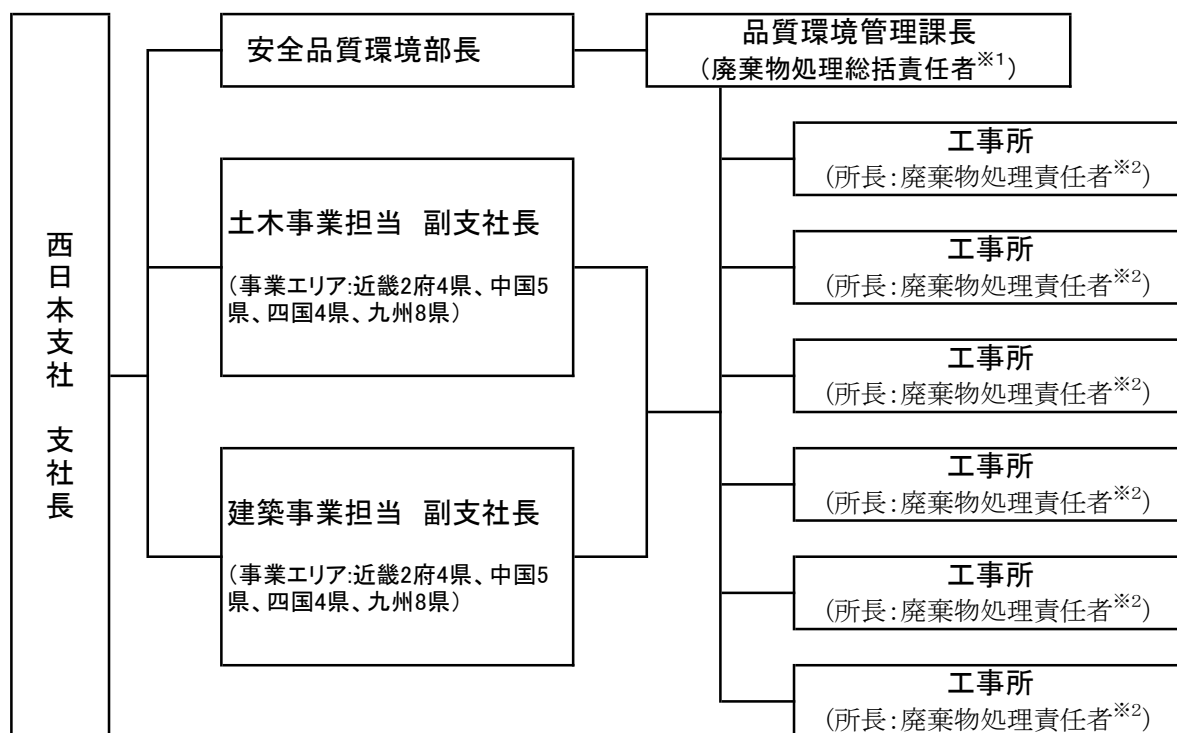
■建設工事(建築工事、土木工事及び解体工事)

- ①汚泥:(再生利用)中間処理業者に再資源化処理を委託して、再生改良土や再生路盤材として再資源化
- ②廃プラスチック類:中間処理業者に委託して、固形燃料等の原材料として利用
又は、中間処理業者に委託して、破碎後、安定型最終処分場に埋立処分
- ③紙くず:中間処理業者に委託して、製紙や燃料用の原材料として利用
- ④木くず:(再生利用)中間処理業者に再資源化処理を委託してチップ化し、合板や燃料用の原材料、又は家畜の敷藁として再資源化
伐採材等の生木はチップ化し、製紙・合板・堆肥用として再資源化
- ⑤金属くず:中間処理業者に委託して、電炉鋼材等の原材料として利用
- ⑥ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず:中間処理業者に委託して、破碎後、安定型最終処分場に埋立処分
- ⑦廃石膏ボード:中間処理業者に委託して、破碎・選別処理し、路盤改良材等として再資源化
又は中間処理業者に委託して、破碎処理した後、管理型最終処分場に埋立処分
あるいは広域認定業者に委託して、石膏ボード等の原材料として再資源化
- ⑧がれき類:再生利用業者に再資源化処理を委託して、再生碎石や再生路盤材として再資源化
- ⑨石綿含有廃棄物:最終処分業者に委託して、安定型・管理型最終処分場に埋立処分
- ⑩廃油:中間処理業者に委託して、再利用できる廃油は再生重油として再資源化
再利用できないものは焼却処分
- ⑪建設混合廃棄物:中間処理業者に委託して、選別・破碎処理し、再生利用できるものは再資源化
再生利用できないものは安定型・管理型最終処分場に埋立

以 上

別紙② 産業廃棄物の処理に係わる管理体制に関する事項

■管理体制図



■各責任者の責務

※1 廃棄物処理総括責任者の責務

- ①職員、協力業者の教育、啓発
- ②処理業者、再資源化施設の調査、選定
- ③委託契約の締結管理
- ④工事所の関連業務の支援、指導
- ⑤処理実績の集計、記録の保管(処理委託契約書、マニフェストの保管 等)
- ⑥多量排出事業者としての行政報告(多量排出事業者、マニフェスト交付状況 等)

※2 廃棄物処理責任者の責務

- ①処理計画書の作成
- ②委託契約の立案
- ③処理業者の監督および処理状況の確認
- ④協力業者の教育・指導
- ⑤マニフェストの交付管理
- ⑥処理実績の集計、支社への報告
- ⑦産業廃棄物処理施設を設置する場合 管理責任者の選任
- ⑧特別管理産業廃棄物の処理を行う場合 特別管理産業廃棄物管理責任者の選任と管轄行政機関への届出
- ⑨発生した産業廃棄物を排出場所以外の場所(保管面積300m²以上)に仮置きする場合 管轄行政機関への届出

産業廃棄物処理計画書（第2面～第5面）別紙

単位：トン (t)

[illegible]